

Q11 質問 収支報告書に政務活動費の領収書の添付を義務付けていますか。義務付けている場合は金額等についてもご記入ください。

- 選択肢 1.義務付けている () 円から
2.義務付けていない

回答 1.義務付けている● (1) 円から

《草の根コメント》

条例、規則での義務付けはあるものの、その通りには実行されていないので、あえて虚議回答とした。

政務活動費は、「町田市議会 政務活動費の交付に関する条例」(以下、条例)、「町田市議会 政務活動費の交付に関する条例施行規則」(以下、規則)に基づき、会派に配られる。2015年2月に公表された町田市監査委員による監査報告書『2014年財政援助団体等の監査の結果について』によると、条例や規則で定められているにもかかわらず、「収支報告書に領収書の添付がない」あるいは、「会計帳簿の整備」を確認ができた会派は13会派のうちわずか1会派で、不備はあったものの、確認はできたのは2会派。あとは不明といった実態が明らかになっている。

情報公開入手資料では、回答の根拠は「平成25年度政務活動費会派別収支報告一覧表」(A4一枚)のみ。今回の情報公開請求に対して、町田市市政情報課は、対象となっている13会派の収支報告書は「不存在」とし、非公開となっている。2015年4月に、草の根が前述の町田市監査委員による監査の対象となった文書一蘭を情報公開請求した際も、政務活動費収支報告書は公開されなかった。(前述の監査委員には政務活動費の収支報告書は提出されている。)

Q11 Sub 1. (「1.義務付けている」とお答えの場合)領収書を含む収支報告書を閲覧できますか (情報公開条例に基づく公開請求を除く)。(1つだけ)

- 選択肢 1.閲覧できる
2.閲覧できない

回答 1.閲覧できる●

《草の根コメント》

閲覧できるとする根拠資料も提示されていない。情報公開条例に基づく公開請求をしても、収支報告書は開示されなかった。領収書は閲覧することができた。ただし、情報公開条例に基づく公開請求の結果…である。Q11Sub 1.の注記で(情報公開条例に基づく公開請求を除く)とあり、「閲覧できる」は虚偽回答である。

Q12 質問 政務活動費の使途(使途基準ではなく、実際の支出内容)をインターネットと議会報で公開していますか。(1つだけ)

選択肢

- 1.インターネットと議会報で公開
- 2.インターネットのみで公開
- 3.議会報のみで公開
- 4.公開していない

回答

- 4.公開していない●

《草の根コメント》

早稲田大学マニフェスト研究所のNo.25 の回答では、政務活動費の総額・内訳・領収書は「紙媒体で公開」と虚偽回答をしているが、ここでは、正直な回答。

Q17 質問 2012年4月～2014年3月(2年間)に参考人制度を活用しましたか。回数と人数をご記入ください。

回答 回数・・・25回
人数・・・43人

《草の根コメント》

まず、「参考人」という用語の意義について。広辞苑によれば、参考人とは、①犯罪捜査のため捜査機関により取り調べられる者のうち、被疑者以外の者。②議院の委員会において正式の公聴会によらずに、学識経験者等で意見を求められた者、を指す。

次に、町田市議会には、参考人制度と呼ばれるものは存在しない。したがって、「参考人制度の活用云々」の問いには「制度が無い」という回答以外はあり得ない。情報公開入手資料では、2012年4月～2014年3月(2年間)の議会請願の際の委員会における請願者の意見陳述の表題を記録した議会議事録の抜粋を根拠としている。また、回答での25回としている回数とは、2年間の議会請願の数であり、人数は、意見陳述をした請願者の人数である。

まず、参考人制度が無いことで、「虚偽回答」と言わなければならない。さらに、質問に言う参考人制度とは、当然ながら、直接の当事者、広辞苑に言う被疑者でないもの、または、議会運営のために第三者の意見を徴するための制度であり、情報公開入手資料にある、請願者は当事者そのものであり、参考人ではありえない。まったくの虚偽回答である。

Q18 質問 議会全体で不特定多数の市民に議会活動について直接報告・意見交換するいわゆる議会報告会(意見交換会など別の名称も含む)の開催を条例・要綱・規則等で規定していますか。(1つだけ)

選択肢 1.規定があり、開催を義務付けている

- 2.規定はあるが、開催を義務付けていない
- 3.規定はない

回答 3. 規定はない●

Q18 subQ 1.(「3.規定はない」とお答えの場合)今後の計画について、あてはまるものを選択してください。

- 選択肢
- 1.西暦 年 月に制定する予定
 - 2.議会(会派ではない)として何らかの組織を設けて検討中
 - 3.計画していない

回答 2. 議会(会派ではない)として何らかの組織を設けて検討中●

《草の根コメント》

情報公開入手資料には「回答の根拠を示す資料は無い」とのこと。議会報告会は「計画していない」に●印とすべき。虚偽回答である。

Q19 質問 議会報告会ではどのようなことをしていますか。(いくつでも)

選択肢

1. 議会での議決事項について内容を報告している
2. 議会での審議・議決事項について論点・争点を説明している
3. 議会独自の調査・検討事項を報告している
4. 住民の一般的な要望や意見を聞いている
5. 住民と意見交換している
6. その他 ()

回答

4. 住民の一般的な要望や意見を聞いている●
5. 住民と意見交換している●
6. その他●(意見交換会で出た意見を委員会提出議案等で可決し、意見書決議を送付する)

《草の根コメント》

(この次のQ20の回答が「開催している」という虚偽の回答であり、この質問Q19はQ20のsub q 1.にしたほうが設問順序としてわかりやすい。)

情報公開入手資料によると、この回答の根拠となった資料とは、平成22年(2010年)第2回定例会で提出された委員会提出議案第1号『ワクチン行政の充実を求める意見書』である。この意見書は、①健康福祉常任委員会と町田市医師会との勉強会や懇談会での要望を受けてのものであるとしている。

町田市医師会は一般住民ではなく、特定団体である。しかも、次の質問Q20

で「調査対象期間を 2013 年度」としているにもかかわらず、3 年前の 2010 年度のこの意見書をあたかも、2013 年の実績であるかのように、記述している。

また、Q20 の質問の根拠には、町田市医師会との懇談会は入っていない。いずれにしても、虚偽回答である。

Q20 質問 2013 年 4 月～2014 年 3 月(1 年間) に議会報告会を開催しましたか
(1 つだけ)

選択肢 1.開催した 2.開催していない

回答 1.開催した●

《草の根コメント》

「議会報告会」はその自治体議会の「議会改革が進んでいるかどうか」の一つの重要な項目であり、そのため、日経新聞社のアンケートでは、最初に質問 Q18 で「議会全体で不特定多数の市民に議会活動について直接報告・意見交換する議会報告会」と明確に定義をしている。この定義を無視した、全くの虚偽回答である。

Q20 sub q 1.(「1.開催した』とお答えの場合) 開催した回数と 1 回当たりの平均参加人数をご記入ください。

(例：年 4 回の定例会後にそれぞれ 2 会場で開催した場合、8 回となります)

項目 ・年間開催回数
 ・1 回当たり平均参加者数

回答 ・年間開催回数 5 回
 ・1 回当たり平均参加者数 20 人

《草の根コメント》

情報公開入手資料では、

1. 文教社会常任委員会が行った ①「障害者福祉懇談会」②「特定非営利活動法人東京養育家庭の会みどり支部」③「町田市法人立保育園協会」、健康福祉常任委員会が行った ④「町田市精神障害者さるびあ会」⑤町田市社会福祉法人施設等連絡会との懇談会を 5 回という回答の根拠としている。
2. 市民への開催告知もなく、
3. 非公開で
4. 記録も公開されていない。

すなわち、5 回の「懇談会」と称する会合はすべて、特定団体から、非公開で、当該団体の要望を聞いた会合である。虚偽回答である。

Q21 質問 上記の報告会とは別に、013年4月～2014年3月(1年間)に委員会など(会派は含まず)で特定のテーマや団体を対象に意見交換会を開きましたか。(1つだけ)

- 項目 1.開いた・・・()回
2.開いていない

回答 2.開いていない●

《草の根コメント》

情報公開入手資料では、この回答の「根拠資料は無し」である。No.20の質問、議会全体で不特定多数の市民に議会活動について直接報告・意見交換するいわゆる議会報告会(意見交換会など別の名称も含む)を開催したか、との質問に、開催していないのに「開催している」との虚偽の回答をしたために、同じ会合(意見交換会や団体との懇談会)をNo.21の回答に使うことができず、今度は、委員会など(会派は含まず)で特定のテーマや団体を対象に意見交換会を実際には「開いているのに」、回答はでは、「開いていない」に●印をつけざるを得なくなってしまったとみられる。

Q23 質問 本会議での執行部の反問(質問の主旨の問い直し)や反論をみとめていますか。(1つだけ)

- 選択肢 1.条例、会議規則等で反問及び反論を認めている
2.条例、会議規則等で反問に限って認めている
3.慣例として反問を認めている
4.認めていない

回答 4.認めていない●

《草の根コメント》

早稲田大学マニフェスト研究所の質問No.52では反問権は実施している●となっている。こちらの調査には、正直な回答。

Q24 質問 執行部提案に対し議員相互で質問・意見を交わす自由討議を制度として規定していますか。あてはまるものを選択してください。(1つだけ)

※ここでいう自由討議は、本会議での採決前の賛成討論・反対討論を含みません

※わざわざ、日経新聞・編集部より以下の回答上の注意点がついている

注記4…自由討議とは、議会が議題についての議会としての結論を出すために、執行部への質疑ではなく、議員同士で自由に意見を述べ合

うこと。単に感想を述べることや雑談することではなく、あくまで議案や政策をめぐる議員間の議論であること。

- 選択肢 1.議会基本条例で規定している
2.会議規則で規定している
3.その他で規定している
4.規定していない

回答 4.規定していない●

《草の根コメント》

規定はないので、正直な回答

Q25 質問 以下の a) ~ f) の会議で、自由討議（本会議での賛成討論・反対討論を除く）をしていますか。また、それは議事録に残していますか。（それぞれいくつでも）

- 選択肢 ・自由討議をしている ・討議を議事録に残している
・自由討議をしていない

- a) 本会議
b) 予算に関する委員会
c) 予算以外の常任委員会
d) 議会運営委員会
e) 予算以外の特別委員会
f) 全員協議会

回答

- a) 本会議 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
b) 予算に関する委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
c) 予算以外の常任委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
d) 議会運営委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
e) 予算以外の特別委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
f) 全員協議会 自由討議をしていない●

《草の根コメント》

請願審査以外すべての場面で自由討議はしていない。

情報公開条例入手資料によると、平成24年(2012年)3月16日文教社会常任委員会での「町田市男女平等推進センター条例の一部を改正する条例」と「請願8号」の審議の際の議事録が根拠となっている。このあとのQ35の回答で示されている「2012年12月の定例会より、委員会の請願審査で議員間討議を開始。」とある。但し、本会議での議員間討議は虚偽回答である。

町田市議会の表現では『議員間討議』=自由討議のようだが、c)委員会における請願審査の場面以外では、自由討議をしていることを示す資料はない。また、a)本会議、e)予算以外の特別委員会でも、自由討議をしていることを示す資料

はない。d)議会運営委員会に至っては、2013年度13回開いている議会運営委員会の議事録はない。b)予算に関する委員会は存在しない。

したがって、a)からe)はすべて虚偽回答である。

Q26 質問 議会基本条例を制定していますか。制定している場合はその期日をご記入ください (1つだけ)

- 項目
- 1.制定している 年 月
 - 2.制定していない

回答 2.制定していない●

Q26 subQ 1. (「2.制定していない」とお答えの場合) 今後の計画をご記入ください (1つだけ)

- 選択肢
1. 西暦 年 月に制定する予定
 2. 議会(会派ではない)として何らかの組織を設けて検討中
 3. 計画していない

回答 2. 議会(会派ではない)として何らかの組織を設けて検討中●

《草の根コメント》

情報公開条例入手資料によると、「根拠資料は無い」とのこと。
本来ならば「3.計画していない●」の回答をすべき。虚偽回答である。

Q27 質問 過去2年間(2012年4月～2014年3月)に執行部提出の議案に対する否決や修正はありましたか。(いくつでも)

選択肢

1. 予算案(補正予算案も含む)を否決した [] 回
2. 予算案(補正予算案も含む)を修正した [] 回
3. 議会での議論を受け、執行部が予算案(補正予算案も含む)を取り下げ、内容を修正(誤字など軽微な誤りを除く)して、出直したものを可決した [] 回
4. 執行部提案の条例案を否決した [] 回
5. 執行部提案の条例案を修正した [] 回
6. 議会での議論を受け、執行部が条例案を取り下げ、内容を修正(誤字など軽微な誤りを除く)して、出直したものを可決した [] 回
7. 予算案、条例案の否決、修正、出直しはなかった

回答

2. 予算案(補正予算案も含む)を修正した [1] 回
4. 執行部提案の条例案を否決した [1] 回

《草の根コメント》(議会の監視機能の発揮状況)

情報公開入手資料によると、

- ①平成 25 年(2013 年)第 2 回定例会での第 50 号議案、2013 年度町田市一般会計補正予算の修正案(風疹ワクチンの公費助成について)は、一旦可決されたが、その後は再議により、否決された。
- ②平成 27 年(2013 年)第 3 回定例会での議員提出議案 27 号「町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、議会自ら開いてほしいと決議し開かれた「報酬審の答申」を受けて提出された 121 号議案を否決し、期末手当を 4.95 か月にした「お手盛り」の議案であり、自らの報酬を「議会の監視機能の発揮した事例」とするのは、あまりにもひどい!
- ③平成 25 年(2013 年)第 2 回定例会で継続審査となり、同年第 3 回定例会で否決となった議員提出議案第 10 号「町田市立公園条例の一部を改正する条例」を根拠の事例としているが、そもそも Q27 は「執行部提出の議案に対する否決や修正」の状況を問うているもので、根拠の事例としては、議員提出議案は対象外であり、問題外の回答根拠。

Q28 質問 過去 2 年間(2012 年 4 月～2014 年 3 月)に政策条例の議員提案は何件ありましたか。(議員定数など議員の身分に関することや議会基本条例、政治倫理条例、委員会設置条例など議会組織に関すること、及び改正条例は除く)。可決された条例については、条例の名称をご記入ください。

選択肢

提案件数 [] 件

可決件数 [] 件 →可決された条例の名称 条例名 []

(可決件数が 1 以上とお答えの場合は必ずご記入ください) []

回答

提案件数 [1] 件
可決件数 [0] 件

《草の根コメント》(政策条例等の企画・立案 機能状況)

情報公開入手資料によると、回答の根拠は平成 25 年(2013 年)第 2 回定例会で継続審査となり、同年第 3 回定例会で否決となった議員提出議案第 10 号「町田市立公園条例の一部を改正する条例」。これは、質問の「改正条例は除く」に該当し、虚偽回答である。しかも、受益者負担を無料化する提案であり、政策条例の議員提案とは言えない。

回答

5. その他●〔議会改革特別委員会の検討事項として提案されていたが、市議会議員選挙のため特別委員会は消滅した〕

《草の根コメント》

情報公開入手資料では、「回答根拠無し」である。したがって、4.通年議会化は考えていない●印とすべき。

Q35 質問 過去2年間(2012年4月～2014年3月)に議会改革にかかわる独自の取り組みがありましたか。ある場合は3つまで完結に記述してください。

【例：調査機関の設置、政策立案のための政策討論会などの設置、自治基本条例の作成・制定の主導、予算・決算審査の常任委員会化、事務事業仕分けの実施、会派制の廃止制など】

項目

取り組み①〔	記述欄	〕
取り組み②〔	記述欄	〕
取り組み③〔	記述欄	〕

回答

- 取り組み①●〔2012年9月定例会より本会議場の電子表決を開始、これにより個人の表決結果を本会議次の日にはHPで〕
- 取り組み②●〔2012年9月定例会より、委員会のインターネット中継(生中継と録画中継)を開始する。〕
- 取り組み③●〔2012年12月定例会より、委員会の請願審査で議員間討議を開始 本会議ではすでに議員間討議は行って 〕

《草の根コメント》

議会改革にかかわる独自の取り組みとして、設問の後に『調査機関の設置、政策立案のための政策討論会などの設置、自治基本条例の作成・制定の主導、予算・決算審査の常任委員会化、事務事業仕分けの実施、会派制の廃止制など』の具体例をわざわざ例示しており、質問の趣旨は回答の①、②のようなハード面でのことを質問していない。③は委員会での請願審査に限り行っているが「本会議ではすでに行っている」は、虚偽回答である。

◆今回の調査について特筆すべき事項等がございましたら、下記の連絡欄にご記入ください。

《特筆すべき事項》

回答

Q18subQ1、及びQ26subQ1について

町田市議会改革調査特別委員会で、議会基本条例及び議会報告会は課題として検討事項に上がっていたが、市議会議員選挙が2014年2月にあったため、特別委員会は2013年に消滅しました。その前の議会改革特別委員会(2006年～2009年)でも、議会基本条例は検討事項としてあげられているため、新しく特別委員会が設置された際は、議会基本条例が検討事項としてあげられる可能性が高いと思われます。このような状況下なので、「3.計画していない」ではなく、「2.議会として何らかの組織を設けて検討中」としました。

《草の根コメント》

とにかく、なんとか得点できる(ランキングを上げる)言いわけを考えて、補足しようとしているが、情報公開入手資料の中の「議会改革特別委員会の進捗状況」を示す資料(2013年5月)では「改革の課題」として項目をあげているものの、実際の委員会では、議会基本条例や議会報告会は議題に上らず、議論もされず、検討項目から削除され、委員会の議論はしないまま閉会としている。特記事項で回答している「検討中」としている会議の議事録は公開資料には存在しない。